



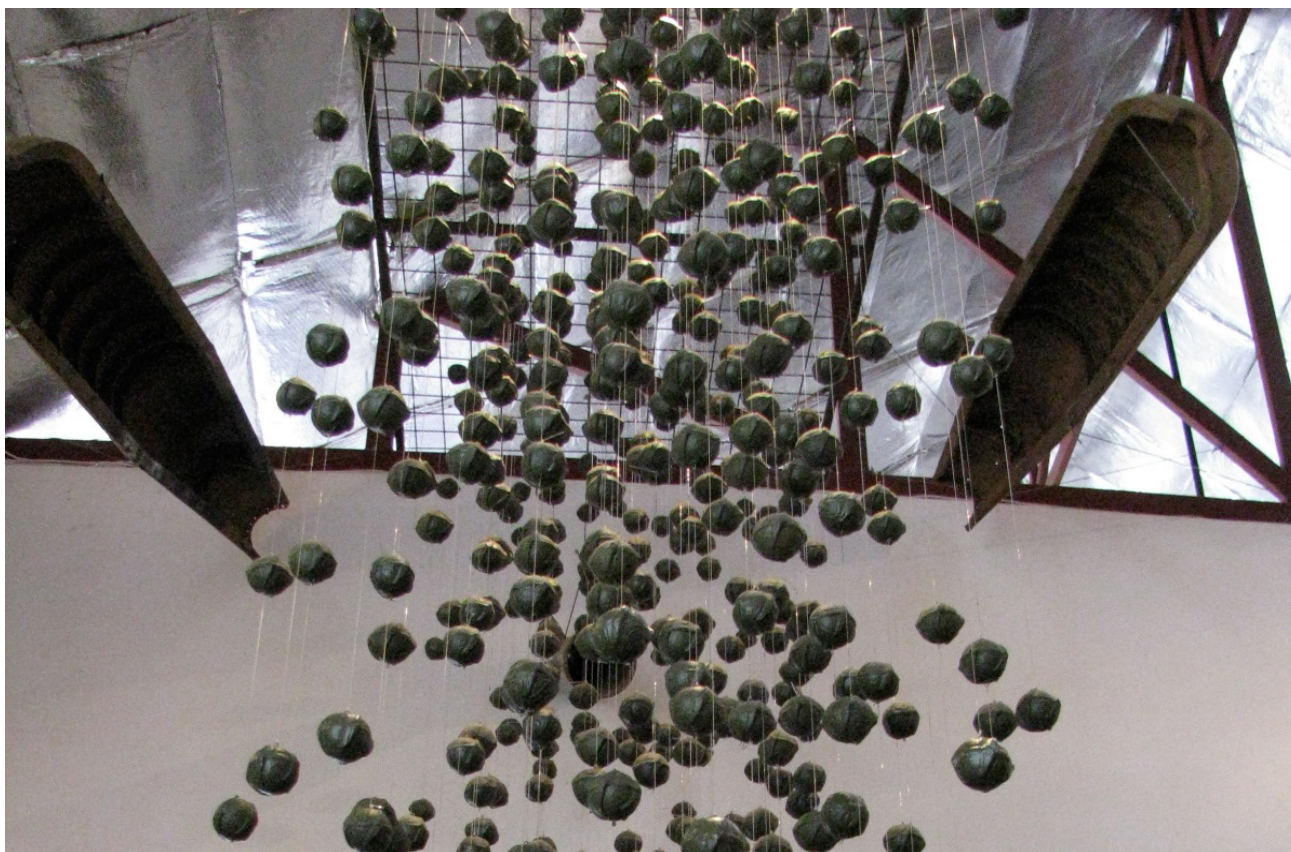
Fair Finance Guide 第4回ケース調査報告書
大手金融機関と「死の商人」のつながり！？
～非人道的兵器への投融資実態～

2016年8月5日

Fair Finance Guide Japan



本報告書の作成にあたってはスウェーデン国際開発協力庁（Sida）の助成を受けています。



ラオスのビエンチャンに設置されたクラスター爆弾の模型。親爆弾が分裂し、中から無数の子爆弾がばらまかれる様子を描いている。このモデルの場合、子爆弾に推進剤がないために局所的に落ちていくが、子爆弾がそれぞれに推進剤を持つモデルの場合は非常に広範囲に広がっていく。撮影：cc John Spiri、ラオス ビエンチャンにて

はじめに

田中滋／アジア太平洋資料センター（PARC）

核兵器が使われることを望んでいる人はおそらく世界で少数だろう。また、殺傷対象の94%が民間人、しかもそのうち40%が子どもであるような兵器が使われることを推奨したい人も少数だろう。しかし、核兵器とクラスター兵器と呼ばれるこれら兵器は今もこの世界に実在し、しかも新たに開発・製造され、配備されているのだ。

もちろんこのような「非人道的兵器」¹の使用を禁止し、廃絶を目指す取り組みも進んでいる。しかし、その動きは必ずしも人びとが望むほど目覚ましい進捗を示していない。その一方でこれら兵器を開発・製造・メンテナンスする一連の軍需産業は億単位の産業となっており、膨大な資本が流れている産業である。

おカネが流れるところには当然金融機関の働きがあり、これら軍需産業を成立させている背景には大手金融機関の存在が不可欠である。その意味では、兵器を製造する企業だけでなく、その企業行動を成り立たせている銀行もまた「死の商人」の一翼を担っているといっても過言ではない。

¹ 本レポートでは、核兵器及びクラスター兵器を非人道兵器として調査対象としたが、対人地雷、化学兵器、生物兵器など、非人道兵器として国際条約で規制されている兵器は他にも存在する。加えて、国際条約では規制されていないものの、ロボット兵器など、非戦闘員の民間人を大量に殺害しているとして問題視されている兵器もある。

ところが、近年では欧州を中心に「死の商人」から距離をとる大手金融機関の存在が注目されている。核兵器やクラスター兵器などの非人道的兵器に関わる企業を投融資の対象から除外し一切融資を行わないことを株主と預金者に約束する銀行が増えているのだ。しかも、NPOバンクなどではなく大手金融機関である。大手金融機関が数年間の間に相次いで人道性を投融資方針の中に組み込み始めているのだ。まさに、世界の大手金融機関は二分化されつつある。資本主義の中に倫理を持ち込み、それを誇る金融機関と、「死の商人」の立場を甘んじて受ける金融機関である。

非人道的兵器はその威力と殺傷力の観点から、安全保障戦略上手放しにくい兵器となっている。他国への人道的配慮と自国の安全保障を天秤にかけたときに後者を優先し、戦略上重要な兵器を手放さない判断をしてしまうことは政府の性なのかもしれない。このバランスを変えていくには長い時間とグローバルな信頼構築が必要となる。すぐには実現できないことである。

しかし、金融機関の位置づけは異なる。天秤にかけられるのは人道的配慮と短期的経済合理性である。そして人類はこれまでに何度も短期的経済合理性より人道的配慮を優先してきた。奴隷制の廃止、皆保険制度、障がい者年金の設立はそのわずかな例に過ぎない。民間投融資の流れを変えることは人類を非人道的兵器の脅威から一歩遠ざけることを可能にする。そして今世界の大手金融機関はその岐路に立たされている。

このレポートは日本の大手金融機関各社が、この岐路のどちらに立っているのか明らかにし、その世界的立ち位置を示すものである。願わくは、本レポートが公開されるまでに新たに非人道的兵器から投融資撤退を表明し、このレポートの情報が早くも古い情報となることである。

目次

はじめに	p1
目次	p2
第1章：非人道兵器廃絶に向けた国際動向と世界の銀行の動向	p3
1-1. 核兵器廃絶に向けた国際動向	p5
1-2. クラスタ兵器廃絶に向けた国際動向	p6
1-3. 非人道兵器から撤退する世界の銀行	p9
1-4. 二極化する世界の金融機関	p10
第2章：各企業に対する金融機関の投融資状況	p11
第3章：結論と提言	p13
添付資料1：クラスタ弾に関する条約（オスロ条約）への参加状況及び各国の状況比較表	p17
添付資料2：核兵器・クラスタ兵器製造企業の概要	p23

第1章：非人道兵器廃絶に向けた国際動向と世界の銀行の動向

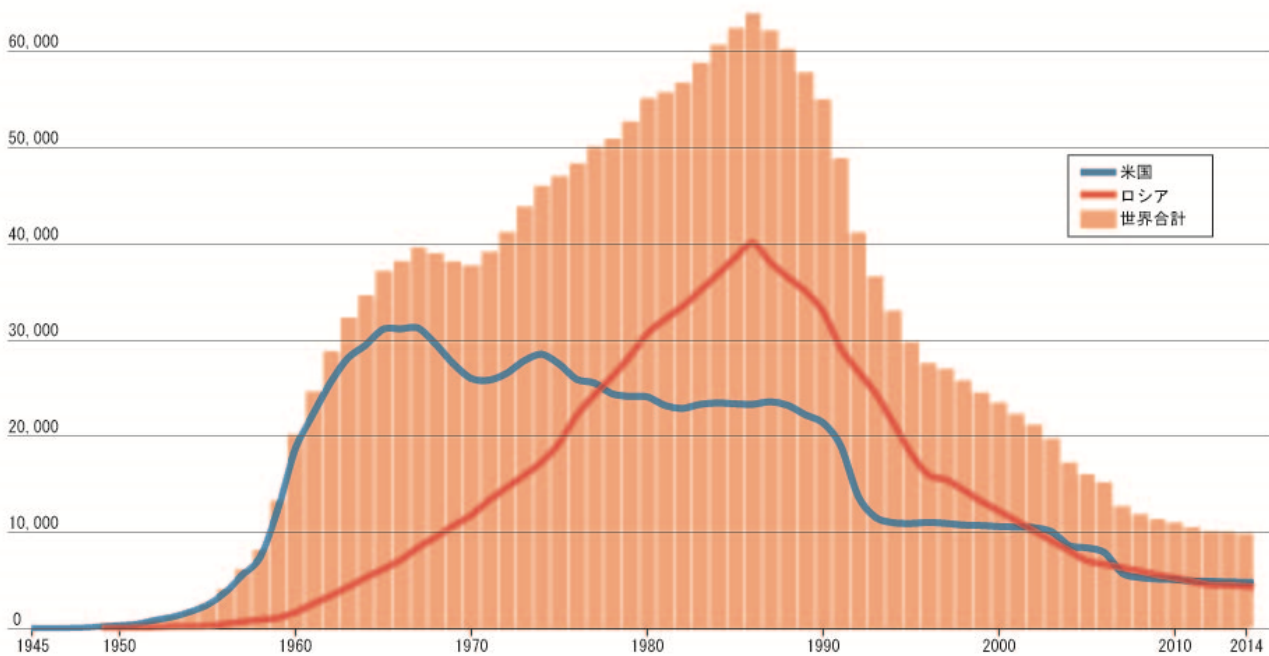
田中滋／アジア太平洋資料センター（PARC）

1-1. 核兵器廃絶に向けた国際動向

1-1-1. 9ヶ国、1万発の核兵器、増える核所有国

人類史上最初で最後に核兵器が戦争に使用されてから70年が経過したが、いまだに世界の9ヶ国が合計約1万発の核兵器を所有している。主な所有国は米国（4,670発）とロシア（4,500発）の二ヶ国であり、その大部分は大陸間弾道ミサイルに搭載可能な形で存在している。両国とも確かに年々その数を減らしている。しかし、その威力はいまだに世界の人類を何度も死に追いやることができる規模であり、しかも決して順調に廃棄されているわけではない。2010年以降は両国ともほぼ横ばい傾向である。

世界の核兵器保有数推移 1945-2014



Bulletin of the Atomic Scientists, Nuclear Notebook より筆者作成

また、核兵器保有国も必ずしも減少傾向にない。米国、ロシア、フランス、イギリス、中国の五大核保有国はもちろんのこと、インド、パキスタン、北朝鮮そして公式には核保有を認めていないイスラエルも近い将来に核兵器を手放すようには見られない。

1-1-2. 停滞する国際政治

その核兵器廃絶に向けた各国の動きが停滞していることを象徴するように、国際政治も停滞している。国際連合が設立されて以降大量破壊兵器の廃絶は国連の存在意義の一つであった。しかし、生物兵器、化学兵器、対人地雷、クラスター爆弾など数々の大量破壊兵器、非人道的兵器が規制される中、核兵器は唯一廃絶に向けた歩みが止まっている大量破壊兵器である。国連事務総長も何度となく核廃絶を訴えてきたが、その声が核保有国政府の耳には届いていないように見える。たとえば、包括的核実験禁止条

約（CTBT）は 1996 年に合意されたものの、いまだに核兵器保有国の一部が批准していないために発効していない。20 年も動きが止まったままである。

1-1-3. オバマ政権下の米国の核廃絶？

2009 年に米国でオバマ大統領が就任した時、少し時代が動くことが期待された。オバマ氏が CTBT への批准を目指すことを含め、米国の核兵器廃絶を自身の任期における重要な政策として表明したことに希望を持った人は決して少なくないだろう。それを受けて、2010 年以降は核セキュリティサミットが隔年で開催されて核のコントロールに向けて各国首脳が集まる場が開かれるようになった。

さらに米国とロシアの間では新戦略兵器削減条約（New START Treaty）が結ばれた。以降米国とロシアは一部核兵器については削減目標を定め、定期的に核兵器の保有数を公開することになった。

しかし、このいずれの取り組みも核兵器廃絶という大きな目標の前では非常に歩みが遅い。核セキュリティサミットについて、EU を含む 50 ケ国以上がオバマ大統領のリーダーシップの下に集まったこと自体は評価できる。一方で、この会議の趣旨はテロリストなどへの核技術や核兵器の原料となる高濃縮ウランなどの流出を止めるための安全保障が主たるテーマであり、決して幅広い人類の安全保障のための核廃絶がテーマではない。しかも、ロシアは 2016 年のサミットに参加していない。会議が開催される一年半も前から欠席表明をしており、これ以上このサミットに参加しないことへの硬い意志が見て取れる。

そのため新たな核兵器が作られること、流出することの抑止にはなっても、廃絶にはなかなか向かわないのが、この会議の限界とも言える。

一方で、米国・ロシアの間の新戦略兵器削減条約では削減目標は定め、定期的に保有数を公開している。ところが本条約の対象となるのは大型核兵器にあたる「戦略核弾頭」の配備数のみであり備蓄数、あるいは「戦術核弾頭」、いわゆる小型核については数量制限が一切ない。

多くの人の期待は空回りに終わり、わずかな前進で終わっているのが実情である。



Titan II 大陸間弾道ミサイル。核弾頭を長らく米国最大・最強の核ミサイルとして運用された。発射指示を受ければ 60 秒で発射することが可能だった。ロケット推進機構は後に航空宇宙局（NASA）で採用され、人工衛星や有人機の打ち上げに活用利用されたが開発当初は安全な管理と即時発射の可能な核搭載 ICBM として開発された。撮影：cc Mark Mauno、米国、空軍博物館にて

表 1：米口新・旧戦略兵器削減条約における核兵器配備・保有制限比較

兵器種別		旧 戦略兵器削減条約 (1991)	新 戦略兵器削減条約 (2011)
戦略核弾頭	配備数	6000 発	1550 発
	備蓄		数量制限なしに備蓄可能
戦術核弾頭	配備数	条約対象外	数量制限なし
	備蓄		数量制限なしに備蓄可能

※同条約ではこれら核兵器のほかに運搬手段も対象とされている。

1-1-4. 核兵器禁止条約を目指す市民活動

この間に、国内外の NGO から市民活動は核廃絶に向けた運動を幅広く展開してきた。国内外のキャンペーンや国連軍縮部（UNODA）との共同シンポジウムの開催、核不拡散条約締約国会議におけるロビー活動やサイドイベントの開催など、国内で見えている活動とは異なった舞台上で積極的な活動が展開されてきた。

核廃絶を目指すための国際キャンペーンは「核兵器廃絶国際キャンペーン（iCAN）」は 98 ヶ国 440 団体のキャンペーンとなっている。それら個別の NGO が代表する市民層を合計すれば 1000 万人を優に超える規模の市民が核兵器廃絶に向けて意思表示していることになる。

これら活動家は国連の諸機関を活用した政策提言・キャンペーンをグローバルに展開しており、その中でも現在注目されているのが核保有国の署名・批准を要件としない核兵器禁止条約を締結することである。

CTBT が合意されたとき、核保有国の参加がない条約は無意味だとして、発効要件に核保有国の批准が条件とされた。しかし、現実的には、そのことによって条約自体の発効が 20 年経過したにもかかわらずまだ実現していない。そこで、核保有国が入っていない場合でも、まずはグローバルに核禁止条約を定め、その後少しでも多くの核保有国に段階的に参加してもらい、核兵器廃絶を求める手順での条約発効に向けて国際キャンペーンが動いている。

たとえ保有国の参加がなくても、そうした条約は保有国に対する経済制裁をはじめとした国際行動や、未保有国が核開発に乗り出すことを防ぐなど間接的な効果が十分に期待されるものとして、20 年前とは異なった世論形成が行われているのだ。

年々こうした条約発効の機運は高まっており、近い将来に核兵器禁止条約が合意・署名・発効することが期待される。しかし、それとて、世界規模での核廃絶に向けてはまだまだ遠い道のりの一歩に過ぎない。

1-1-5. 核兵器関連事業がビジネスとして成立する世界

国際動向は停滞傾向にあり、市民社会の熱烈的な核兵器廃絶の動きをもってしても、それが実現する日は遠い未来のように見える現状の中で、核兵器に関連した産業が存在している。それらは核兵器の新規開発、実験、製造などの企業だけでなく、既存兵器のメンテナンス、輸送、部品製造、あるいは関連技術の売却などで収益を上げる企業も含まれる。

もちろんこれら技術の中には民間への転用や、他の兵器向けに開発された技術の核兵器への利用も含まれる。しかし、核兵器関連の開発にあたってはその技術の特殊性から、核兵器に限定された技術も少なからずある。また、核兵器という特殊なニーズに応えるために開発された技術が、実は他の用途にも有効であったという順序で転用されるケースがしばしばある。つまり、他の用途のための開発を通して得られた技術で核兵器を運用しているのではなく、核兵器の運用を目的として開発され、その結果として他の用途にもつながる技術も多く見られるということである。この二つの違いは産業構造としては非常に大きい。なぜなら、核兵器のための技術開発が事業として成立し、そこにおカネの流れが発生するからである。

こうした技術には核弾頭を搭載した米国の大陸間弾道ミサイル Minuteman III の発射システムの開発や、水爆に使われる三重水素（トリチウム）生産のための米サバンナリバー核施設の運用・メンテナンスなどが含まれる。明確に核兵器に使用される技術の開発・運用をビジネスモデルとする企業が世界に何社も存在しているのだ。当然そこには金融機関による投融資の流れも存在する。

1-2. クラスタ兵器廃絶に向けた国際動向

1-2-1. 被害者の 94%が民間人、内 40%が子どもという兵器

「クラスタ」とは集団、群れ、あるいはブドウの房のようなもの意味する。そしてクラスタ兵器あるいはクラスタ爆弾と呼ばれる兵器はすなわち小さな子爆弾が集まって構成される兵器のことを指す。

1998 年に設立された市民によるクラスタ兵器監視団体「Cluster Munition Monitor」によると、これまでに 34 ヶ国で計 200 種類以上もクラスタ兵器が開発されてきた。

射出場所は空中からに限らず、地上から、あるいは海上からも射出される可能性がある。そして射出されると、中空で親爆弾が開き、中から何十あるいは何百という子爆弾が広範囲に射出される。機種によってはサッカー場 4 個分の面積にまで子爆弾は散らばり、その範囲の人びとは軍人、民間人を問わず被害を受ける。国際的なクラスタ兵器廃絶運動の Cluster Munitions Coalition（クラスタ兵器連合／CMC）によればクラスタ兵器の被害者の 94%は民間人であり、しかもそのうち 40%は子どもだとされている。

空中でばらまかれる子爆弾はそれぞれに狙ったところで爆発するように設計がされている。地表付近の中空あるいは着地時点で爆発するものがほとんどである。しかし、実は多くの場合、設計されたように子爆弾が爆発せず、不発弾として地表に残されることになる。

これら不発弾が事実上対人地雷化するケースや、武力闘争終結後に地域に戻ってきた民間人が負傷・死亡するケースが後を絶たない。このことからクラスタ兵器は非人道的兵器として世界の多くの国で使用禁止になっている兵器の一つである。



ラオスの汚染地帯ではこのように子爆弾が落ちている様子が見られる。畑仕事の邪魔になるためにどけようとする現地住民や、おもちゃとして遊ぶ子どもたちが被害を受けるケースが後を絶たない。撮影：cc Steve Joyce (Mines Advisory Group/MAG)、ラオス、フォンサヴァンにて

ルム・ヴェトさんのお話し

ルム・ヴェトさん（35 歳）は 25 年前にクラスター兵器の子爆弾による爆発で右足の膝から下を失うとともに、兄弟も失いました。彼女が子爆弾の被害に遭い、そして今も生活続けるクラチェ州はベトナム戦争当時、最も激しい爆撃を受けた場所の一つです。ルム・ヴェトさんの右足と兄弟の命を奪った爆弾は何百万個も落とされた爆弾の一つにすぎません。米国政府のデータによると 1969 年から 1973 年の間にクラチェ州には 8 万の親爆弾とそれによって 2600 万の子爆弾が撃ち込まれたとされています。不発弾として地表に残っている正確な数は誰にもわかりませんが、少ない見積もりでも 6-7 百万の子爆弾が今もクラチェの地表に残されているとされています。

爆発事故以来、ルム・ヴェトさんは今年で 61 歳になる父親と一緒に細々と野菜やお米を作って生活しています。これまでに結婚することはできず、母親も昨年亡くなりました。自分たちの畑のすぐ隣の敷地も子爆弾で汚染されているかもしれません。しかし、彼女らはそこで農業を続けています。

ルム・ヴェトさんの父親はこう話します。「畑に通い続けないと何も食べるものがなくなる」

「Cluster Munitions Coalition」ウェブサイトより抄訳

サフィア・フセインさんのお話し

サフィアさんの村は南レバノンでの紛争の終わりに最後に、猛烈なクラスター兵器による攻撃を受けた地域です。家の中の子爆弾はすべて片づけられたものの、オリーブ畑やタバコ畑は今も何百もの不発子爆弾だらけになっています。

「とってもひどい体験でした。戦争の間でも私たちは井戸に飲み水を取りに行ったりして、地域の人びともそこに通ったり、私たちに食料をくれたりしていました。しかし、クラスター兵器の爆撃を受けてからは、私は三日間家の外に出ることができませんでした。子爆弾がそこら中にあったからです。

クラスター兵器の爆撃が続いている間、私は家が丸ごと落ちるのではないかと思いました。何個もの子爆弾が壁を貫いて家の中に飛び込んできて、パニックになりかけました。最初攻撃は一時間半続き、そのあと一時間状況は落ち着いたと思ったらまた爆撃が始まりました。

爆撃が行われるたびに 5 分間子爆弾が爆発する音が耳に入りました。まるでポップコーンを作るときのようなでした。私たちの地域で武力行為が行われるのは一度も見たことはありませんでした。私たちが爆撃の標的にされていたのです、私たち民間人が。

ヒズボラが来て撤去活動をしてくれるまで、私たちは一日半水なしで生活しました。その後でようやく食料と水にアクセスできるようになったのです。ヒズボラが去った後、軍が来て道路や家の中の子爆弾の処理を続けました。しかし、見ればわかるように、畑には今も子爆弾がたくさんあります。

私は大学で看護師の勉強をしていましたが、休学してわずかに残ったタバコ畑の収穫をする母を手伝うことにしました。弟たちはまだ幼く、不発子爆弾の恐ろしさが理解できないため畑仕事を手伝うことはさせられません。」

「Cluster Munitions Coalition」ウェブサイトより抄訳

1-2-2. クラスター兵器を禁止する条約の意義

世界的なクラスター兵器禁止の根拠となっているのが 2008 年に合意された「クラスター弾に関する条約」通称「オスロ条約」である。

2007 年 2 月にノルウェー・オスロで「オスロ宣言」が 46 ヶ国に採択されたところから始まり、クラスター弾の使用・製造・保有および移動を禁止し、爆弾の廃棄や不発弾の除去、爆弾による被害者のための支援を規定した国際条約を締結することが目標とされた。

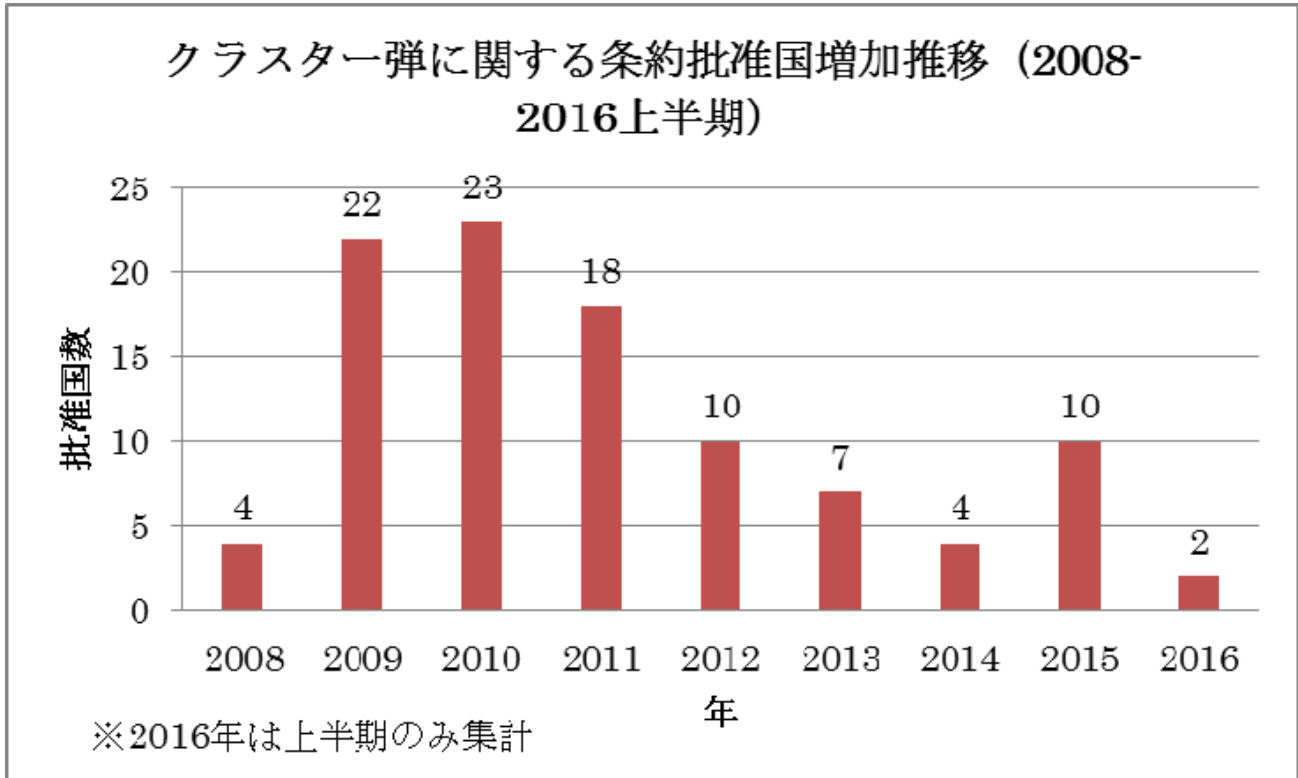
そして宣言を受けて 2007 年 5 月にペルー・リマ、12 月にオーストリア・ウィーン、2008 年 2 月のニュージーランド・ウェリントンでの会議を経て、2008 年 5 月にアイルランド・ダブリンで開催されたクラスター爆弾に関する外交会議（通称ダブリン会議）にて 107 ヶ国によって条約が締結された。2008 年 12 月にはオスロに場所を戻して署名式が行われ、94 ヶ国が署名した。

同条約では当初の宣言通り、クラスター兵器の使用、開発、製造、取得、保有・保持、他者への輸送、そして製造を幫助、促進、誘導することも禁止する条約となった。子爆弾の数が少ない兵器は対象外にされるなど、一部不完全な部分はあるものの、おおむね市民社会の賛同も得ての締結となった。また、批准後には保有しているクラスター爆弾を廃棄するだけでなく、保有していない国であっても 10 年以内に子爆弾による汚染を除去することも履行条件に含まれている。いわばクラスター兵器による被害を受けた国の政府にも責任を求め、被害者を今後なくしていくための幅広い条約と言える。

その後、2010 年に批准国が規定されていた 30 ヶ国に達したため、2010 年 8 月により発効する運

びとなり、2016年6月の時点で署名国は109ヶ国、批准国は100ヶ国まで増えた（添付資料1参照）。中には現時点でクラスター兵器を保有しているものの条約の定める廃棄期限までに廃棄することを約束している国もあり、クラスター兵器廃絶のためにこの条約が持つ意義は決して小さくない。

しかしながら、クラスター兵器を保有している、あるいは子爆弾による汚染が確認されている国で、批准していない国も51ヶ国に上る。署名期限はすでに過ぎており、新たに批准する国も減少傾向にある。



作成：Fair Finance Guide Japan, 2016

1-2-3. クラスター兵器廃絶に向けた国内外の市民運動の動き

こうした国際情勢の中、116の国と地域で活動する857の市民団体（2016年6月ウェブサイト確認時点）からなるCluster Munition Coalition（クラスター兵器連合／CMC）が各国政府に署名・批准を呼びかけてきた。オスロ条約が米国・ロシア・中国などの主要国の参加がないまま、ここまでの数に批准国が伸びたのはまさに世界中で展開された市民活動の成果である。

そもそも、クラスター弾に関する条約の締結プロセス自体が通称「オスロ・プロセス」と呼ばれ、対地雷禁止条約の「オタワ・プロセス」と並んで市民社会が主導して実現した条約だと言われている。

現在もCMCはさらなる批准国の増加、批准国のその後のモニタリング、そして世界中での普及啓発活動に取り組んでいる。CMCによれば、今後保有国の一部が批准を拒否し続けたとしても、十分に批准国が増えれば国際社会の圧力により、事実上クラスター兵器の使用は不可能になるとされており、実際に世界は今その方向に動こうとしている。

1-2-4. 億単位のビジネスになるクラスター兵器

一方で巨額の軍事予算を持つ国の多くが条約に加盟していないことは、膨大なクラスター兵器産業が

存在していることを示す。これら企業は、親爆弾ごと設計するだけでなく、効果的に爆裂する子爆弾およびその射出技術の開発なども含まれる。

例えば米国における公開取引記録では Textron 社が米国防省からクラスター兵器 291 基の提供を 952 万 7490 米ドルにて 2009 年に受注している。この発注者は当時の米国空軍第 308 航空団に所属していた第 638 兵装システム飛行隊とされている。この部隊は空対地兵器の開発、調達、試験を担当する部隊であり、こうした部隊がオスロ条約の締結後もクラスター兵器の開発に乗り出していたことを示す。

その後、米空軍のお墨付きを得たクラスター兵器は米国防省の対外有償軍事援助 (FMS) という名の兵器販売プログラムを通してアラブ首長国連邦、韓国、インドなどの国に売却されていった。2013 年の Textron 社のフェイスブック投稿によると、その時点ですでに SFW (センサー起動兵器) を 7400 基も販売していたという。国防省に公開されている FMS の内訳調査により、合計で少なくとも 5 億ドル以上の収入を Textron 社にもたらしていることが判明している。

1-3. 非人道兵器から撤退する世界の銀行

これまで見てきたように核兵器及びクラスター兵器などの非人道兵器にはそれぞれに国際的に禁止する動きが出ているものの、いまだにそれら産業には多額の資本が流れており、兵器は廃絶されずにいる。確かに、これら兵器を巡って流れるおカネの大部分は関係国の政府から国防費として企業に支払われるおカネになる。その意味でももちろん有権者の血税が非人道的兵器に流れていると言えるのだが、そこにはとどまらない。たとえば、国からの研究費、調達費用が支払われる前には関係各社は民間資本で独自開発を進めている。そしてそこには民間金融機関からのキャッシュフローが見られる。実際の融資用途は企業によってまちまちだろう。融資を必要とされるタイミングやその用途は単純に図式化することはできない。しかし、このレポート第 2 部で示されるように、民間金融機関から多額の資金がこれら企業に流れていることは事実である。

そこで、世界で起きている潮流は社会的責任投資 (SRI) や金融機関の社会的責任 (CSR) として世界中の多くの人びとがその存在を望まない兵器への投融資を引き上げる動きである。特に SRI の発展が目覚ましい欧州では、民間金融機関もその投融資において除外方針 (Exclusion Policy) を策定し、社会的賛同が得られない事業への融資から撤退する傾向が見られる。

核兵器については 2012 年 1 月以来、400 以上の金融機関が関連産業に投融資をしてきた。しかし、2014 年から 2015 年のたった一年の間に、そのうち 29 社が融資撤退している。さらに時を同じくして 18 の金融機関が核兵器関連産業を融資対象から除外することを表明している。こうした表明をしている金融機関は知られているだけで 53 社へと増えた。一年間で 51% 増の急増である。

クラスター兵器についても 2013 年にはクラスター兵器製造企業へ 139 の金融機関から投融資が確認できたが、2014 年にはそのうち 36 社が融資を撤退した、あるいは新たな融資を行わなかったことが確認されている。また、世界で金融機関 76 社がクラスター兵器への投融資をしない方針を表明している。

特にオスロ条約ではクラスター兵器の製造の「幫助・促進・誘導」も禁止するという内容が注目されている。いまだ公式見解は示されていないが、製造企業へ投融資することはクラスター兵器製造の幫助にあたるという見解は市民社会と一部の政府からも示されている。仮にこの見解が公式なものになるとしたら、批准している 100 ヶ国の金融機関がクラスター兵器製造企業へ投融資することは条約に違反する行為にあたる。こうしたコンプライアンスの問題からもクラスター兵器から撤退を表明する金融機関

は決して少なくない。

1-4. 二極化する世界の金融機関

このように、世界では非人道的兵器への投融資を差し控える動きが一つの潮流となっている。しかし、その一方で欧州以外の金融機関や中堅金融機関がこれら産業への投融資の穴を塞ぐ形で参入している傾向も見られるようになってきている。結局、2013年に確認された139社のクラスター兵器へ投融資する金融機関の内、36社は融資撤退したが、新たに48社の融資が確認されたため、2014年時点では最終的に151社のクラスター兵器関連投融資が見られたのだ。

これは世界の金融機関が二極化している方向性を示している。一方、非人道的兵器から撤退し、責任ある金融機関へとブランドイメージを清めていく路線。もう一方に、これら軍需産業を手堅い投融資先としてとらえ、前者の金融機関が抜けた穴に取り入っていく路線。そしてこれらの中で様子見をしているサイレントマジョリティが存在する。

しかしいつまでも金融機関もいつまでも傍観者ではいられない。どちらかの路線に舵を切る必要に迫られているところがほとんどだろう。そして人類のこれまでの進歩の歴史を顧みればどちらにつくべきかは明らかだ。

なお、核兵器産業やクラスター兵器に関わる企業が核兵器にのみ、あるいはクラスター兵器にのみ携わる企業でないという側面も確かにある。例えば核兵器を搭載した大陸間弾道ミサイルのメンテナンスに関わるボーイング社は旅客機のメーカーとしても知られる企業である。しかし、企業の中に一度流れ込んだお金は追うことができない。ボーイング社に融資が行われれば、そのお金が直接核兵器事業に行かなかったとしても、それによって経営体力が付いたことで核兵器事業に精を出すことが可能になるかもしれない。金融機関にとって自社の投融資が核兵器やクラスター兵器の開発・製造・維持に加担しないことを保証するには関連企業に一切投融資をしないことしかありえない。それが唯一「死の商人」と袂を分かつことにつながるのだ。

第2章：核兵器及びクラスター兵器製造企業に対する金融機関の投融資状況

田辺有輝／「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

本章では、PAX 及び核兵器廃絶国際キャンペーン（iCAN）が執筆した「Don't Bank on the Bomb - A Global Report on the Financing of Nuclear Weapons Producers」（2015年11月）²及びPAXが執筆した「Worldwide investments in Cluster Munitions - a shared responsibility」（2014年11月）³をもとに、核兵器・クラスター兵器製造企業（各企業の概要については添付資料2を参照）に対する主要4金融機関⁴の投融資状況を調査した。

結果、三菱UFJフィナンシャル・グループ（三菱UFJ）、みずほフィナンシャルグループ（みずほ）、三井住友フィナンシャルグループ（三井住友）、三井住友トラスト・ホールディングス（三井住友トラスト）の4機関で計136億6900万ドル（約1.4兆円）の投融資を行っている実態が明らかとなった。各企業への投融資額は以下の通りである。

表2：核兵器及びクラスター兵器製造企業に対する投融資状況

単位：百万ドル

	三菱UFJ	みずほ	三井住友	三井住友 トラスト
核兵器製造企業への投融資				
エイコム（米国）	1,376	430	647	
エアロジェット・ロケットダイ ン（米国）	23	3		
エアバスグループ（オランダ）	361	297	210	
バブコック・アンド・ウィルコ ックス（米国）	68		32	
BAE システムズ（英国）	262	131	262	
ベクテル（米国）	600		120	
ボーイング（米国）	289	293	294	
CH2M Hill（米国）	475			
Engility Holdings（米国）		139		
フェンメッカニカ（イタリア）	494	5	381	
フルオロ（米国）	919	138	18	
ジェネラル・ダイナミクス（米 国）	138	297	138	
ハネウェル・インターナシヨナ ル（米国）	135	125	168	

² <http://www.dontbankonthebomb.com/>

³ <http://www.stopexplosiveinvestments.org/report>

⁴ リソナホールディングス、日本郵政グループ、農林中央金庫についてはデータ未掲載。

ハンティントン・インガルス・インダストリーズ（米国）	168		96	
ジェイコブズ・エンジニアリング・グループ（米国）	433	141	39	
ラーセン&トゥブロ（インド）	41	251	141	41
ロッキード・マーティン（米国）	126	2	166	
ムーグ（米国）	252	833		
ノースロップ・グラマン（米国）	204	49	273	
レイセオン（米国）	76		76	
サフラン（フランス）	319			
セルコ（英国）	117		117	
タレス（フランス）	230		210	
核兵器及びクラスター兵器製造企業				
オービタル ATK（米国）	253		80	
テキストロン（米国）	229		164	
合計	7,106	3,134	3,388	41

※本調査の対象となった投融資は、「Don't Bank on the Bomb - A Global Report on the Financing of Nuclear Weapons Producers」掲載の2012年1月～2015年8月の融資及び証券引受、2015年8月時点で直近の報告日における0.5%以上の株式及び債券保有の合計額である。なお、「Worldwide investments in Cluster Munitions - a shared responsibility」では、2011年6月～2014年9月の融資及び証券引受、2014年9月時点で直近の報告日における株式及び債券保有を調査対象としているが、より最新の情報に近い前者のデータを引用した。

また、Fair Finance Guide のスコア評価対象とはなっていないが、巨額な公的資金運用を行う年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、7月29日に保有全銘柄を公表⁵したことを受け、GPIFによる核兵器・クラスター兵器製造企業への投資額を調査した。結果、約3873億円の株式、約15億円の債券を保有していることが明らかとなった。

表3：年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）による核兵器・クラスター兵器製造企業への投資額（2015年3月末時点）

単位：億円

	保有株式 時価総額	保有債券 時価総額
核兵器製造企業への投融資		
エイコム（米国）		
エアロジェット・ロケットダイン（米国）		
エアバスグループ（オランダ）	402	

⁵ http://www.gpif.go.jp/operation/state/pdf/unyoujoukyou_h27_14.xlsx

バブコック・アンド・ウィルコックス（米国）	23	
BAE システムズ（英国）		
ベクテル（米国）		
ボーイング（米国）	819	15
CH2M Hill（米国）		
Engility Holdings（米国）		
フェンメッカニカ（イタリア）		
フルオロ（米国）	68	
ジェネラル・ダイナミクス（米国）	310	
ハネウェル・インターナショナル（米国）	760	
ハンティントン・インガルス・インダストリーズ（米国）		
ジェイコブズ・エンジニアリング・グループ（米国）	45	
ラーセン&トゥブロ（インド）	70	
ロッキード・マーティン（米国）	458	
ムーグ（米国）		
ノースロップ・グラマン（米国）	257	
レイセオン（米国）	312	
サフラン（フランス）	208	
セルコ（英国）		
タレス（フランス）	37	
核兵器及びクラスター兵器製造企業		
オービタル ATK（米国）		
テキストロン（米国）	95	
合計	3,873	15

第3章：結論と提言

田辺有輝／「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

Fair Finance Guide では、16 の評価項目に基づいて、各金融機関の兵器産業に関する投融資方針のスコアリングを行っている。評価項目と各金融機関の評価結果は以下の通りである。

表3：兵器産業に関する投融資方針評価結果

	三菱 UFJ	みずほ	三井住友	三井住友 トラスト
1. 金融機関が対人地雷及び対人地雷の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと	N/A	N/A	N/A	対人地雷の製造に関わる企業への投資については、アクティブ運用では原則禁止、パッシブ運用ではエンゲージメント活動を行うことを表明。
2. 金融機関がクラスター兵器及びクラスター兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと	クラスター弾製造を資金使途とする 与信の禁止を表明。	クラスター弾を含む殺戮・破壊を目的とする兵器の製造を資金使途とする 与信を回避する方針を表明。	クレジットポリシーの中で、クラスター弾や殺戮兵器の製造について、 与信を禁止する資金使途として明記していることを表明。	クラスター弾の製造を資金使途とする融資は行わないと表明。 資産運用においてもクラスター弾および対人地雷の製造に関わる企業への投資については、 アクティブ運用では原則禁止、パッシブ運用ではエンゲージメント活動を行うことを表明。
3. 金融機関が核拡散防止条約（NPT）未批准国及び未批准国向けの核兵器及び核兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
4. 金融機関が核兵器及び核兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
5. 金融機関が化学兵器及び化学兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
6. 金融機関が生物兵器及び生物兵器重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
7. 金融機関が投融資において民生利用を行っている基幹兵器部品を兵器として取り扱うこと	N/A	N/A	N/A	N/A
8. 金融機関が国連等により禁輸措置が行われている国に対する兵	N/A	N/A	N/A	N/A

器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと				
9. 金融機関が人権侵害の明らかな場合において兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
10. 金融機関が人権侵害を行っている政府に対して兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
11. 金融機関が武力紛争中の国に対して兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
12. 金融機関が深刻な汚職・腐敗が生じている国に対して兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
13. 金融機関が無政府状態の国や脆弱国に対して兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
14. 金融機関が国の財政不均衡を助長する兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
15. 金融機関が兵器産業に関する方針において、投融資手段・資産クラスに関する例外規定を設けていないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
16. 金融機関が兵器産業に関する方針において、兵器製造に関連しない事業又は活動に関する例外規定を設けていないこと	N/A	N/A	N/A	N/A
スコア	0	0	0	1

※各評価項目は、金融機関が投融資先の企業に該当する内容を奨励又は投融資の要件とする方針を持っているかどうかを示している。

※N/A：公開されている情報の中に加対象となる方針は存在せず。

核兵器製造企業への投融資禁止を表明している金融機関はないことから、クラスター兵器製造企業に対する金融機関の投融資方針と投融資実態の比較結果は以下の通りである。

表4：クラスター兵器製造企業に対する金融機関の投融資方針と投融資実態の比較結果

三菱 UFJ	<p>当金融機関は、クラスター弾の製造を用途とする与信を禁止する旨を表明しているが、クラスター兵器製造企業のオービタル ATK 及びテキストロンに対して、4億8200万ドル（約500億円）の投融資を行っていることが明らかとなった。</p> <p>両企業への投融資がクラスター弾の製造を用途としているかどうかは明らかではないが、少なくとも、クラスター兵器製造企業を間接的に支援していると言え</p>
--------	--

	る。
みずほ	当金融機関は、クラスター弾の製造を用途とする与信を禁止する旨を表明している。調査の結果、クラスター兵器製造企業への投融資実態は見つからなかったことから、方針が適切に実施されていると考えられる。
三井住友	当金融機関は、クラスター弾の製造を用途とする与信を禁止する旨を表明しているが、クラスター兵器製造企業のオービタル ATK 及びテキストロンに対して、2億4400万ドル（約250億円）の投融資を行っていることが明らかとなった。 両企業への投融資がクラスター弾の製造を用途としているかどうかは明らかではないが、少なくとも、クラスター兵器製造企業を間接的に支援していると言える。
三井住友トラスト	当金融機関は、クラスター弾の製造を用途とする与信を禁止する旨を表明している。調査の結果、クラスター兵器製造企業への投融資実態は見つからなかったことから、方針が適切に実施されていると考えられる。

以上の結果を受け、各金融機関に対して以下を提言する。

1. クラスター兵器製造企業に対する投融資禁止：各金融機関は、クラスター兵器の製造を用途とする融資のみならず、クラスター兵器製造企業への投融資禁止を作成・表明すべきである。
2. 核兵器製造企業に対する投融資禁止：各金融機関は、核兵器の製造企業への投融資禁止を表明すべきである。
3. エンゲージメント・投融資引上げ：各金融機関は、クラスター兵器・核兵器等の非人道兵器製造企業に対して、適切なエンゲージメントを行い、改善されない場合は投融資の引上げ等を図るべきである。

添付資料1：クラスター弾に関する条約（オスロ条約）への参加状況及び各国の状況比較表

国名	オスロ条約への署名・批准		クラスター兵器 保有状況	子爆弾汚染状況	ギャップ国
	署名	批准			
アイスランド	○	○			
アイルランド	○	○			
アゼルバイジャン			○	不明	○
アフガニスタン	○	○	廃棄済み	中度	
アメリカ合衆国			○		○
アラブ首長国連邦			○		○
アルジェリア			○		○
アルゼンチン			廃棄済み		
アルバニア	○	○		掃討完了	
アルメニア					
アンゴラ	○		○	不明	○
アンティグア・バーブーダ	○	○			
アンドラ		○			
イエメン			○	中度	○
イギリス	○	○	廃棄済み	不明	
イスラエル			○		○
イタリア	○	○	○		
イラク	○	○	廃棄済み	重度	
イラン			○	軽度	○
インド			○		○
インドネシア	○		○		
ウガンダ	○			掃討完了	
ウクライナ			○	中度	○
ウズベキスタン			○		○
ウルグアイ	○	○			
エクアドル	○	○	廃棄済み		
エジプト			○		○
エストニア			○		○
エチオピア			○		○
エリトリア			○		○
エルサルバドル	○	○			
オーストラリア	○	○			
オーストリア	○	○	廃棄済み		
オマーン			○		○
オランダ	○	○	廃棄済み		
ガーナ	○	○			
カーボベルデ	○	○			
ガイアナ		○			
カザフスタン			○		○
カタール			○		○
カナダ	○	○	廃棄済み		
ガボン					
カメルーン	○	○			
ガンビア	○				
カンボジア			○	重度	○
ギニア	○	○	○		
ギニアビサウ	○	○	○	掃討完了	
キプロス	○				
キューバ		○	○		
ギリシャ			○		○
キリバス					
キルギス					
グアテマラ	○	○			
クウェート			○		○
クック諸島	○	○			
グルジア			○	不明	○
グレナダ		○		掃討完了	
クロアチア	○	○	○	中度	
ケニア	○				
コートジボワール	○	○	廃棄済み		

国名	オスロ条約への署名・批准		クラスター兵器 保有状況	子爆弾汚染状況	ギャップ国
	署名	批准			
コスタリカ	○	○			
コモロ	○	○			
コロンビア	○	○	廃棄済み	不明	
コンゴ共和国	○	○	廃棄済み	掃討完了	
コンゴ民主共和国	○			軽度	○
サウジアラビア			○		○
サモア	○	○			
サントメ・プリンシペ	○				
ザンビア	○	○		掃討完了	
サンマリノ	○	○			
シエラレオネ	○	○			
ジブチ	○				
ジャマイカ	○				
シリア			○	中度	○
シンガポール					
ジンバブエ			○		○
スイス	○	○	○		
スウェーデン	○	○	○		
スーダン			○	軽度	○
スペイン	○	○	○		
スリナム					
スリランカ					
スロバキア		○	○		
スロベニア	○	○	廃棄済み		
スワジランド		○			
セーシェル	○	○			
赤道ギニア					
セネガル	○	○			
セルビア			○	軽度	○
セントクリストファー・ネイビス		○			
セントビンセント・グレナディーン	○	○			
セントルシア					
ソマリア	○	○		軽度	
ソロモン諸島					
タイ			○	掃討完了	○
大韓民国			○		○
タジキスタン				軽度	○
タンザニア	○				
チェコ	○	○	廃棄済み		
チャド	○	○		不明	
中央アフリカ	○		廃棄済み		
中華人民共和国			○		○
チュニジア	○	○			
朝鮮民主主義人民共和国			○		○
チリ	○	○	廃棄済み	中度	
ツバル					
デンマーク	○	○	廃棄済み		
ドイツ	○	○	廃棄済み	軽度	
トーゴ	○	○			
ドミニカ共和国	○	○			
ドミニカ国					
トリニダード・トバゴ		○			
トルクメニスタン			○		○
トルコ			○		○
トンガ					
ナイジェリア	○		○		○
ナウル	○	○			
ナミビア	○				
ニカラグア	○	○			
ニジェール	○	○			

国名	オスロ条約への署名・批准		クラスター兵器	子爆弾汚染状況	ギャップ国
	署名	批准	保有状況		
日本	○	○	廃棄済み		
ニュージーランド	○	○			
ネパール					
ノルウェー	○	○	廃棄済み	掃討完了	
バーレーン			○		○
ハイチ	○				
パキスタン			○		○
パチカン	○	○			
パナマ	○	○			
バヌアツ					
バハマ					
パプアニューギニア					
パラオ	○	○			
パラグアイ	○	○			
バルバドス					
パレスチナ	○	○			
ハンガリー	○	○	廃棄済み		
バングラデシュ					
東ティモール					
フィジー	○	○			
フィリピン	○				
フィンランド			○		○
ブータン					
ブラジル			○		○
フランス	○	○	○		
ブルガリア	○	○	○		
ブルキナファソ	○	○			
ブルネイ					
ブルンジ	○	○			
ベトナム				重度	○
ベナン	○				
ベネズエラ			○		○
ベラルーシ			○		○
ベリーズ		○			
ペルー	○	○	○		
ベルギー	○	○	廃棄済み		
ポーランド			○		○
ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○	廃棄済み	中度	
ボツワナ	○	○	○		
ボリビア	○	○			
ポルトガル	○	○	廃棄済み		
ホンジュラス	○	○	廃棄済み		
マーシャル諸島					
マケドニア	○	○	廃棄済み		
マダガスカル	○				
マラウイ	○	○			
マリ	○	○			
マルタ	○	○			
マレーシア					
ミクロネシア連邦					
南アフリカ共和国	○	○	○		
南スーダン				中度	○
ミャンマー					
メキシコ	○	○			
モーリシャス		○			
モーリタニア	○	○		掃討完了	
モザンビーク	○	○	○	不明	
モナコ	○	○			
モルディブ					
モルドバ	○	○	廃棄済み		

国名	オスロ条約への署名 署名	批准	クラスター兵器 保有状況	子爆弾汚染状況	ギャップ国
モロッコ			○		○
モンゴル			○		○
モンテネグロ	○	○	廃棄済み	軽度	
ヨルダン			○		○
ラオス	○	○		重度	
ラトビア					
リトアニア	○	○			
リビア			○	軽度	○
リヒテンシュタイン	○	○			
リベリア	○				
ルーマニア			○		○
ルクセンブルク	○	○			
ルワンダ	○	○			
レソト	○	○			
レバノン	○	○		中度	
ロシア			○		○
計	109	100	63	29 (掃討終了を除)	51

※保有状況、子爆弾汚染状況はいずれも判明しているもののみ。

※子爆弾汚染状況のレベルは下記の通り:軽度=5km²未満、中度=5km²以上100km²未満、重度=100km²以上

※ギャップ国はクラスター兵器を保有、あるいは子爆弾汚染が確認されているにもかかわらず、条約に批准していない国を示す

添付資料 2：核兵器・クラスター兵器製造企業の概要

エイコム（米国）

ネバダ国家安全保障施設（旧ネバダ核実験場）の運営に従事する合弁企業に資本参加し、専門的・技術的サービスを提供している。

エアロジェット・ロケットダイン（米国）

米国において陸上及び水上発射型の弾道核ミサイルシステムの設計、開発、生産に関わっている。現在、ミニットマン III と D5 トライデント核ミサイルの推進機器を生産している。旧称は GenCorp。

エアバスグループ（オランダ）

フランス海軍のために潜水艦発射型の弾道核ミサイル M51 を生産、整備する欧州企業である。また出資先の MBDA を通じて、フランス空軍に中距離空対地ミサイルを提供している。

バブコック・アンド・ウィルコックス（米国）

ローレンス・リバモア国立研究所、ロスアラモス国立研究所、ネバダ国家安全保障施設（旧ネバダ核実験場）等の米国核兵器施設の管理、運営に従事している。

BAE システムズ（英国）

米国及び英国でトライデント II（D5）戦略核兵器システムのプログラムに関わっている。米国ミニットマン III 大陸間弾道ミサイル（ICBM）システムの元請業者である。また、フランス軍に中距離空対地ミサイルを提供する合弁企業にも資本参加している。

ベクテル（米国）

米国のロスアラモス国立研究所及びローレンス・リバモア国立研究所の運営に従事している。また、テネシー州にある Y-12 国家安全保障複合施設とテキサス州にある Pantex Plant を管理、運営する合弁企業を主導している。

ボーイング（米国）

米軍のミニットマン III 大陸間弾道ミサイルの維持管理に従事している。米国及び英国のトライデント II（D5）の維持管理にも従事している。

CH2M Hill（米国）

米国のネバダ国家安全保障施設（旧ネバダ核実験場）の管理に従事する合弁企業である National Security Technologies（NSTec）に資本参加している。

Engility Holdings（米国）

2015年2月に TASC を買収し、米軍のミニットマン III システムの固体燃料ロケットの改善に関わってい

る。

フェンメッカニカ（イタリア）

米軍の大陸間弾道ミサイル（ICBM）ミニットマンⅢの発射車両の設計、開発、輸送に関わっている。また、フランス軍に中距離空対地ミサイルを提供する合弁企業に資本参加している。

フルオロ（米国）

米国エネルギー省のサバンナリバー・サイト核施設とサバンナリバー国立研究所（米軍唯一の新規トリチウム提供元）の管理、運営に従事している。

ジェネラル・ダイナミクス（米国）

米国及び英国のトライデントⅡ（D5）戦略兵器システムの開発、生産に従事している。また、米国海軍のトライデントⅡ（D5）核ミサイルの誘導システムに関わっている。

ハネウェル・インターナショナル（米国）

米国の核兵器に使われる非核部品の約85%を生産する National Security Campus の管理、運営に従事している。サバンナリバー・サイト核施設でのトリチウム生産にも関与しており、米軍のトライデントⅡ（D5）核ミサイルに使用される集積回路を生産している。

ハンティントン・インгалス・インダストリーズ（米国）

サバンナリバー・サイト核施設（米軍唯一の新規トリチウム提供元）におけるトリチウム生産に関わっている。

ジェイコブズ・エンジニアリング・グループ（米国）

英国の核弾頭を製造、修理、設計する核兵器研究機関（AWE）の管理に従事する AWE-ML 核兵器合弁企業に資本参加している。

ラーセン&トゥプロ（インド）

インド軍のアカシ短距離地对空ミサイルシステムの発射機器開発を担当している。

ロッキード・マーティン（米国）

米国及び英国のトライデントⅡ（D5）核ミサイル組み立ての責任者である。米国大陸間弾道ミサイル（ICBM）ミニットマンⅢの生産、維持管理にも関わっている。英国の核弾頭を製造、修理、設計する核兵器研究機関を管理する AWE-ML にも資本参加している。

ムーグ（米国）

米軍のトライデントⅡ（D5）核ミサイルとミニットマンⅢの戦略ミサイル制御と発射車両を開発している。

ノースロップ・グラマン（米国）

米軍のミニットマン III 大陸間弾道ミサイル（ICBM）の生産、維持管理に関わっている。英国及び米国のトライデント II（D5）システムの支援も行っている。ネバダ国家安全保障施設（旧ネバダ核実験場）の管理に従事する National Security Technologies（NSTec）に資本参加している。

レイセオン（米国）

米海軍のトライデント II（D5）核ミサイル誘導システムの耐用年数を長期化するプロジェクトに関わっている。米軍の W80-4 長距離ミサイルを支援する研究にも関わっている。

サフラン（フランス）

フランス海軍の M51 潜水艦発射型核ミサイルを製造する合弁企業に資本参加している。子会社のスネクマとサジェムは、これらのミサイルの推進機器と誘導システムを提供している。

セルコ（英国）

セルコは英国核兵器研究機関の運営に従事する AWE-ML の 3 分の 1 の株式を保有している。英軍のために核弾頭の製造、修理を担当している。

タレス（フランス）

フランス海軍のために M51 潜水艦発射型ミサイルを製造する合弁企業に資本参加している。

オービタル ATK（米国）

旧称は ATK&アライアント・テックシステムズ。トライデント II 潜水艦発射型の弾道核ミサイルのロケット推進機器を生産している。米国のミニットマン III 大陸間弾道ミサイル（ICBM）に使われる三つの推進構造部すべてを改装している。またテネシー州にある Y-12 国家安全保障複合施設とテキサス州にある Pantex Plant を管理、運営する合弁企業に資本参加している。同社はクラスター兵器である SFW（センサー起動兵器）のロケットモーターの設計・製造を行っている。

テキストロン（米国）

米国のミニットマン III 大陸間弾道ミサイル（ICBM）に使用される再突入機器を設計、製造している。同社は、米国防省からクラスター兵器 291 基の提供を 952 万 7490 米ドルにて 2009 年に受注している。

編集：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

発行：Fair Finance Guide Japan、アジア太平洋資料センター（PARC）、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、国際青年環境 NGO A SEED JAPAN

本レポートに関するお問い合わせ先

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、担当：田辺有輝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401

Tel: 03-3556-7325 Fax: 03-3556-7328 Email: jacsces@jacsces.org